

別表3（「市内業者以外の者へ発注する理由書」による契約課合議を行う必要がないもの。）

基準	
1	施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が50万円以下）に基づき契約を行うもの。
2	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他ほかの者が有しない専門的なノウハウ、技術等を必要とするもの」に該当するもののうち、業務に必要な特殊な技術又は秘密の技術に関する情報に係る技術の供与が他者に行われていないことを理由として契約を行うもの。
3	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例「弁護士等と締結する専門性が高い分野に係る委託契約で、価格競争に適しないもの」に該当するもののうち、弁護士と契約を行うもの。
4	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、権利により契約相手方が特定されることを理由として、随意契約ガイドラインの一般的事例「契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないもの」に該当するもの。
5	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例「継続して行う必要がある単年度業務において、新年度の受注者を入札（見積合せ）により決定し、契約を締結するまでの期間を設けるため、当該期間、旧年度の受注者と契約締結を行うもの」又は「単年度契約から、債務負担行為に基づく複数年契約や長期継続契約へ移行する場合において、これら契約の受注者を入札（見積合せ）により決定し、契約を締結するまでの期間を設けるため、当該期間、旧年度の受注者と契約締結を行うもの」に該当するもの。
6	施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は入札に付し落札者がいないとき。）に基づき契約を行うもの。
7	施行令第167条の2第1項第9号（落札者が契約をしないとき。）に基づき契約を行うもの。
8	別表2第1から第8の基準より契約を行うもの。

※契約締結伺いに、上記と判断した具体的な理由を記載することを要する。